

松山市立みどり小学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、松山市立みどり小学校PTAと称し、事務局を学校内に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、学校、家庭並びに地域社会の綿密な連携を図り、児童の健全育成のための教育活動の振興に努めるとともに、会員相互の教養の向上と親睦を図ることを目的とする。

第3章 活動

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 社会教育、家庭教育活動の拡充に努める。
- 2 会員相互の親睦を図り、教養を高めるための学習活動を行う。
- 3 児童の郊外活動を助長し、生活環境の整備に努める。
- 4 学校の施設、環境を整備する。
- 5 その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第4章 会員及び組織

第4条 本会は、次の会員により組織する。

- 1 松山市みどり小学校に在籍する児童の保護者及び教職員。

第5章 役員

第5条 本会の、役員は、次の通りとする。

- 1 会長 (1名)
- 2 副会長 (若干名)
- 3 監事 (2名)
- 4 理事 (若干名)
- 5 各専門部正副部長 (各正1名、副2名)
- 6 事務局長 (1名)
- 7 書記 (1名)
- 8 会計 (1名)

第6条 役員は、次の方法によって選出する。

- 1 会長、副会長、監事は、総会によって選出し、決定する。
- 2 役員のうち、事務局長、書記、会計は、会長が委嘱する。
- 3 各専門部正副部長は、会員の互選によって決定する。
- 4 理事は、各地域から1～2名、各学年から1名選出する。

第7条 役員の職務は、次の通りとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、各専門部活動を助長する。また、会長事故ある時は、その職務を代行する。監事は、本会の会計を監査し、各種会議に出席して意見を述べることができる。
- 3 監事は、本会の会計を監査し、各種会議に出席して意見をのべることができる。

- 4 理事は、本会の事業計画を検討し、活動を推進する。
- 5 各専門部正副部長は、それぞれの活動を助長する。
- 6 事務局長は、本会の事務を司る。

第8条 役員の任期は、1年とし、再選を妨げない。ただし、任期が過ぎても後任者が選出されるまでは、その職にあるものとする。補欠役員の任期は、残任期間とする。

第6章 機 関

第9条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 執行部会
- 4 専門部会

第10条 総会は、年度初めに開くものとする。ただし会長が必要と認めた場合及び会員の3分の1以上の要請があった場合は、臨時総会を開くものとする。

第11条 総会は、次の事項を決議する。

- 1 会則の制定及び改正
- 2 会長、副会長及び監事の選出
- 3 決算の承認及び予算案の決定
- 4 事業経過報告の承認及び事業計画案の決定
- 5 その他、重要な事項

第12条 総会は、会員の出席者の同意を得て決定する。議長は、会員互選により決議する。

第13条 理事会は、会長、副会長、監事、各学年代表、各専門部部長（部長支障ある時は副部長）、各地区代表、学校代表者、事務局長、書記、会計で構成し、その任務は次の通りとする。

- 1 会の事業並びに運営上の事項
- 2 会の予算遂行上の事項
- 3 会長、副会長、監事の推薦
- 4 その他、緊急事項

第14条 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意により決定する。

第15条 執行部会は、会長、副会長、監事、専門部正副部長、事務局長、書記、会計、学校代表者で構成し、必要に応じて会長が招集し、次の事項を協議推進する。

- 1 会の事業並びに運営上の事項
- 2 会の予算遂行上の事項
- 3 その他

第16条 執行部会は、執行部の過半数の出席により成立し、出席者の過半数の同意により決定する。

第7章 専 門 部

第17条 この会に次の専門部を置き、日常活動の内容充実を図る。

- 1 学校教育部
- 2 家庭教育部
- 3 社会教育部
- 4 新聞委員会
- 5 バザー委員会
- 6 ベルマーク委員会

第8章 会 計

第18条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第20条 この会の会費は、児童及び教職員1人につき月額400円とし、1人1口以上、何口でも加入できる。

第9章 補 則

第21条 この会の運営に関する必要な事項（細則）は、会則に基づいて理事会で決定することができる。ただし、総会に報告しなければならない。

第22条 この会に、事務職員を置くことができる。雇用契約は、会長が行い、理事会に報告する。

第23条 表彰に関する規定は、細則に準じて別に定めるものとする。
慶弔に関する規定は、細則に準じて別に定めるものとする。

第24条 この会の会則は、平成2年4月28日より施行する。

- (1) この会の会則の、第7章第17条 平成4年4月25日一部改正。
- (2) この会の会則の、第8章第20条 平成8年2月21日一部改正。
- (3) この会の会則の、第6章第13条 平成10年4月18日一部改正。
- (4) この会の会則の、第5章第5条 平成13年4月27日一部改正。
- (5) この会の会則の、第7章第17条 平成13年4月27日一部改正。
- (6) この会の会則の、第7章第17条 平成14年4月16日一部改正。

松山市立みどり小学校PTA表彰規程

(目的)

第1条 この規定は会則23条に基づき、この会の目的達成のため及び本校教育振興に顕著な功績のあった者に対し、表彰することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 表彰に関しては、本会員に適用することを原則とするが、会員以外の者に適用することもできる。

(表彰者の決定と表彰の時期)

第3条 表彰候補者について理事会で審議決定し、定期総会において表彰する。

(表彰の基準)

第4条 次の項に該当する者に対して表彰する。

- 1 役員年数が、通算4年以上で、末子を卒業児童に持つ会員である者。
ただし、専門部員は、各組代表者であること。(社会教育部員の同)
- 2 執行部役員を含む役員年数が通算3年以上で、末子を卒業児童に持つ会員である者
- 3 会長が特に業績顕著であると認め推薦した者。
- 4 その他、特に必要と認められた者。

(表彰の方法)

第5条 感謝状及び記念品を贈呈する。

(改正)

第6条 この規定は、執行部において改正することができる。

(施行)

第7条 この規定は平成3年 1月16日より施行する。
平成7年12月 7日一部改正。

松山市立みどり小学校PTA慶弔規程

[みどり小学校PTA会則23条に基づき、慶弔に関する規程を次の通り定める]

(弔慰金)

第1条 会員または児童が死亡した場合は、10,000円もしくはこれに相当する供物を贈る。ただし、教職員の配偶者も含む。

(見舞金)

第2条 会員が不慮の災害、または、PTA活動のため障害を受けて入院した場合は、その程度に応じた見舞金(品)を贈る。

(その他)

第3条 前各条に定めるもののほか、この規定に照らし必要と認めた場合は、会長が措置し、執行部会に報告する。

(改正)

第4条 この規程は、執行部会において改正することができる。

(施行)

第5条 この規程は、平成 3年 1月16日から施行する。
この規定は、平成 7年12月10日一部改正。
この規程は、平成18年 4月 6日一部改正。